## 學濟經學大國帝都京

號

太秀太靜治太

郎造郎治郎郎

行避日一月一十年五十正大

tal ? 格 稅 0) 0 郵便年金特別會計規則 說 法 寺領ご領民 姓 理 理 論 タ ス 揆 苑 叢 0) 度 E 便 ッ 年金規則 讔 銰 教授 餾 易保險規則 ſιίδ 樱 授 縚 文學何 法 消 왩 濟學 法件 海风 44 觩 þķ 10 ψ :1: 黑高神 菊吉小财本小 中森 Ш 田川島部庄川 Ш 本 田戸 Œ 美

保 正

巖馬雄

越

乃

助郎

州

小布施

0

地

割制

度

本 庄 築 治 郎

H 本 割 誌 3 地 0) 第二十二卷六號に於て 制慣行 慣行」と題し、 についてその 信州 上高非郡 「長野縣 逛 4 逃 ĴΪ Ť ~ Ш

ت د ا

U

に及

んで

'n

る。

H 私

地

言せし如く、 同樣 あ 3 の慣行は其附近各 Ď, 最近私 は上

那小布施村についてのこも行はれてゐるもので 現行 6 地割制度に關 す

高非

Ē

る規

程

<u>بر</u>

**覧することを得** 

12

かっ

<u>44</u>

1:

z

ň

を

ことし

なり、

現在

も同様でめつて、

割替

ō

鬒

12

其際

犐

お る は

小布施村大 から存する 元來 小布 やうと思 施村 ě 字小布施 0 如如 の地 ዹ 割慣行 < の二區卽ち であ 3 ŧ, かず 町 Þ はり徳 明治 組 ۲ 初年 Ш 組 Ė D.F は ح 代

> ځ و の戸敷 局 m1 絈 Ŧi. に地 應じて配分すべしどの主 一分七厘、 **券設定** 林組 の際、 四分 吅 組 厘の より

張

かず 小

起 布 施全 þ

比で全射

第五

號

<u>=</u>0

を二分することへ なつた。

を定 其後 رت — め 從水 の配當率を改 林 組 たが、更に の慣行 10 ては、 12 大正十年二月規約 る高制二分の 明治四十一年に至 めて、各戸平等に分割 一、戶數 一つて規 する 割

て 割 て現在 設 の資 町組 替をやつて居たが、 金 の方 15 充つる では、 ため、 别 に規程 全面積 大正十一年 等も を小 なく 作に より水 慣習 때 12 道 ţ す 施

制 あ 存 Ś せざる 度 は 林 に至つた。 組 だけについて行はれて 從つて以下述 ぶ る所 ねること 0) 地 懰

は凡そ三十町步となり、 吉島耕 千曲 地 Ш は  $\phi$ 町 組林 'nJ 道 變動 戶 組全體で凡 數 あ は大正十四 12 ò 四十 车 現町 在 步

林組約

百戶

にて配當し、 は各戸へ高割二 して居た。これを兩 字吉島耕地 二十年毎に割替へて居たものであ 全面 分の一、戸敷割二 組で二等分し、各組に於て 積 嵬 、そ四十町步の 分の一の割合 地を共有 態では町組約四百三十月、 あつたが、

+

縣

ŀ.

其他 吉島 有 ی する。 の財 耕地を使用收益 產 古島 は總て甲乙住民共同して使用するこ 耕地以 する權利 外の不動 は 甲住 產 泛 民の び當部落有 み Ó

共

年二月十五 日設定實施にかへる 長野 どか 出來

Š

(第八條)。

<u>ታ</u>ዩ

に於ては、 非 那 3 林組の現在戸主たる住民を甲乙二種 小 布 甲住民とは、 施 村 大 学小布施 規定當 林組 16林 住民規約 組 内に 即ち

に分つて居 O) É <u>+</u> であ

滿二十ヶ年以上本籍を有する家 つ

修一。 ζ を加し 林組內 且 對 卽ち甲住 明治 する 12 ï 四 権利者を指稱したるものと見て差支 るものをいひ、 居住 一一年四月十二日設定 民 は Į. 大體 るも のを乙住民ごする に於て、 右以外の - 従來より 戸主で の林 紅 の割 あつ 規約 **察**規 ——**約**3

產 この の使用貸借及び用 甲乙の 盧別 がは、 袻 古島 欋 につ 耕 6 地 及 τ 大な び其他 る差異 0) 不動 カラ

からう。

ある。 (イ)林組 を移 卽ち現行 肵 す當 有 0) 事者 不 規定 動産 ij によれ を同 甲住 村 11 管理 尺 に限 规 þ, 定

12

ţ

り使

押

住民

入した

るさ

は連帯 こ右の して其 方法 貧 13 信州小布施の地割制度 よつて借受けた 借 契約 を締 絽 寸 る(第七條)。 る不動産中.

**:** z:

借契約 ついて、 貸借 甲住 有するに過 契約 乙住民は吉島耕 民のみが 0) 締 甲住民と共同 の當事者となつて借り a a 結 有する 吉島 ものであ 所 耕 地以外につい ぞ 地 して使用す の使用 うて、 あ ર્કે 受け 不動 收益權等は全 τ ź 權 產 12 甲 0) 利 不 使用 動産 住 0) ã 民

も豫め規定されてゐ 一十ヶ年間繼續 イ)評議員會 の定むる加盟金を、 して 30 納入した その條件は(第二十三條) るとき、 申込 Ō

Ġ

カコ べくの如

べく甲住!

良

iż

いはど

特權

빰

級

に腐

する

のである

ħ,

乙住民が

甲住民ごなり

でる場合

り †2 (ロ)甲住民の家族にして分家に因り乙住民 る者は、 + 7 年 間 継 續して右 0) 加盟 金 くとな

主が、 丽 L て他の部落より新 甲住民 より 保證 人を立 (= 林 紅 て評議 1-轉 化 員 L 來 曾の

(第五號 **入三三** 

Ж

Ĭδ.

H

曾

0)

定

t

8 넴 加 入 企 垄 Ò 以

0) 殌 旭 ΙĮ 評議 蒷 會 0) 祇

決

t

0

τ

後 45

ねことは は て本規約 一般人が **(**) 勿 更 賃貸其 滅 ġ (第十七條)。 失义は著し ので 耕地 ある 便 他 Ш が (第五條第)、 方 峇 儿 は į 土 形を變更 地の形狀を よう て庭 天災其 L 分すること たる 伌 更 ď à **≟**||ĵ る を得 は 趟 出

**3**0 上に達した 伹 - 其滅失の程度吉島耕地全面 るごきは、 評 談 Ħ 會の議決 積 **の** 二 12 二分一以 j

種 槙 0) 制換を 爲 すべきものごして居 3 第十二 は

度 Z ī 0) うい ては 甲住 民 は割 | 當耕地 12 對 Ļ 使川 料を支排

るどころ あ 30 は 古島 丽 緋 便宜 łÌ イ)甲區 n <u>J:</u> II ならぬ 甲乙二區 12 剉 す (第 十· 3 ĬΞ 婎 上條)° 崩 分 \*} Ù Z は 'n 大 C 4 7 亦 b 祁 7 は 加 圳 緋

地

¥

1;

地

тр

<u>4</u>].

K bš

か

4.其權

صلر 3

Ł 割 は

0) 制

 $\tau$ 

U)

Ć

地

IJ

Ŀ

0)

ζ.

戶

ΉΞ

12

3

民

15

щ

その

地 0 あ

制 3 ā 如

廋

Ø

行は 利 Ð

įι 右 が、 住

Ĺ す

1) á

业

C

1 :止

る 地 あ

۳. 0)

Ð

つ

て、 は

4 甲

0)

用

藊

權

펢

盐

標準

住

民各戶

 $\sim$ 

論

あ 述

30

Ĵ

た家督 派す

葪 43 住 得

緽

0)

墛 n

Ę

崩

Ū

餱

5件を履行

行

なけ 区 るも

なら

よる乙仕

民ごなり

O)

3

第三

-[-

įщ

**- 交際投** 

を納入

八する場

合に

は であ

始め

乙住

R

が更に甲

たらんとする

六 條

利

丧

務

を

糙

るこご

は

ŀ

ふ迄 合 ば

ł

な 块相

į, s

(第二十

用

不能

の損失は、

其期

简中

使用

者

U) 負擔

12

歸

す 便

其 ょ 3

h

各期 を他 45 人 等に 緋 に移 旭 制 鯯 0) 使 b 等小 會にて之を定 ピ)乙區 作 料 0) 剉 挏 ₫ άħ Z 引 る 使 用 相 常す 料 は 3 同 割 台 村 部 を 落 以 有 τ Ш 韼 產 負

あ B <sub>ያ</sub> 節節 干坑條條 現 Į.j 戶 鴬 b 苋 别 度に於て 使用料を毎年七月十月の二回 談 員 會で之を定め る。 に徴收す

O) T \_ の割當てによつて こ の

反五畝であると b š IUI

間

は

二十年

を以

て 一

圳 を許

ح

何

换

**狸規定** 

よつて

負

焙

する費用

支辨

12

必

は

挖 į

に供すること

ζ,

ない。

聞して のであ 発を受くることが出來 徴して拾膩 よつて異るも、 イ)前述の使用不能に歸し 居る。 るが、 Ш 但、 |乃至拾| その 演額 戸當 五. 500 如き場合には使用 は毎年の小作料 b 前 Ó 後 劃 る場合。 0) 地 ė 卽 ち --Ū) であ 評議 の相 反 \*} る Ŧi. と供 の減 場 畝 員 ŵ **其轉住中、** 営材 を怠 (ロ)一家を駆げ ケ年内に歸來せざるこきは、 組より除名せらる 扡 うたるさきは、 の使用權を五 割當耕 て他の部落に轉住 护 グ年間 評談 の使用權 (第十九條)。 員 (會の議) 停 其使 を停 غاز する (第十八條)。 荊 il: L 決により、 tz 3 Ļ 權 を喪失 者し ر الإ

Ŧ

制

T2

加するこどを得 世 するた するどきは、 ることを得っ の議決により、 ō 使 用者に對 め評議員會の議 其発除 但発除せられた 其坪敷に應じ (第十二條)。 **し 其使用坪** による使用料の 決により、 敷に應じ其負擔を増 る耕 て使用 甲乙爾區 ĬШ þŝ 減收を塡補 料を発除 ηı 殘存 す るさき、 右の 名し一切の の定着物 の行爲あるごき、 規約に違背し 如くにし は他の甲住民の 其耕地に現存する生産物、 使用權停廢の場合に非ずして、 権利を失ふ(第二十二條)。 そ使 用 役員總會の議決に 若くは組内の安寧秩序を紊す 權 の停止 共有 著くは 13

゚ピ)減兇稅 の場合。吉島耕地 が天災其他の事變

に依り減稅又は発稅せられたるごきは、 議決に より ・使用料 0) 減額又は発除をなすこ

評議員

滿

Ţ

ö۶

前記の物件 存續期間 <sup>(</sup>)。但、

ij

甲住民全體の 場合に於ては、

共有とし

て居

ろ(学 する

そ の)

際現

存

儲

する

(第二十

使用

工作物 喪失

他

あ

りた

より之を除

來る (第十三條)。

四

113

イ)其負擔に屬する使用料其他の組費等の納入 H 場合、 任 良が其 入特権 た 信州小布施の地割制度 る耕地の使用權を制 限せら

A

 $\boldsymbol{x}$ 

林組住民規約には以 費用の 負擔、 其他 Ĺ の事項を含ん Ū 外 役員 で O) 居る 選 任 カゞ 方

决

地

制

餇

第二十二卷 皮 ついては、 (第五號 1 = = = 大體以· 八三元 上の 如き條項を存

は、總て從來の慣行に從ひ、慣行の存せざる事 するに過ぎれ。尤規約に定めざる事項につ いて

淮 錄

統計拾穗抄

項は、評議員何之を決定する定めであるが(第二

土+丝)、地物制度の起因、沿革、現行制度の利 あるであらう。 いては、他日更にこれが研究を試むるの機會が **制換の技術、従來の慣行その他の諸點につ**